（送付に要する費用の納付方法）

第五条の四　令第十四条の七（令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十六条の三第一項（法第五十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法

第十一条第一項第四号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

様式第一号第一号を次のように改める。

一　審査請求人の	〔住所又は居所 氏名
審査請求人が法人であるときは	〔住所 名称 代表者の住所又は居所 代表者の氏名

様式第一号第二号及び第三号中「住　所」を「住所又は居所」に改め、同様式に次の一号を加える。

十三　法第八条第一項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

様式第二号第一号を次のように改める。

一　審査請求人の	〔住所又は居所 氏名
審査請求人が法人であるときは	〔住所 名称 代表者の住所又は居所 代表者の氏名

様式第二号第二号及び第三号中「住　所」を「住所又は居所」に改め、同様式に次の一号を加える。

十一　法第八条第一項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

様式第三号第一号を次のように改める。

一　再審査請求人の	〔住所又は居所 氏名
再審査請求人が法人であるときは	〔住所 名称 代表者の住所又は居所 代表者の氏名

様式第三号第二号及び第三号中「住　所」を「住所又は居所」に改め、同様式に次の一号を加える。

十五　法第三十八条第一項に規定する期間の経過後において再審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

様式第三号の二を削る。

様式第四号第一号を次のように改める。

一　再審査請求人の	〔住所又は居所 氏名
再審査請求人が法人であるときは	〔住所 名称 代表者の住所又は居所 代表者の氏名

様式第四号第二号及び第三号中「住　所」を「住所又は居所」に改め、同様式に次の一号を加える。

十三　法第三十八条第一項に規定する期間の経過後において再審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

様式第四号の二を削る。

様式第五号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第五号の二（第五条の二関係）

交付実施申立書

一　対象文書又は対象電磁的記録を特定するに足りる事項

二　対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法

三　送付による交付を求める場合にあつては、その旨

右のとおり交付の実施を申し立てる。

平成　年　月　日

申立人〔住所又は居所
氏名　㊞

（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

殿

入紙 収印

様式第九号から様式第十三号までの様式中「住所」の下に「又は居所」を加える。

（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正）

第六条　中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第一項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項に次の一号を加える。

五　法第八十四条第二項に規定する期間の経過後において審査の申立てをする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

（じん肺法施行規則の一部改正）

第七条　じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第十九条第三項」を「第十九条第四項」に改める。

第二十三条第二号中「第十九条第五項」を「第十九条第七項」に改める。

第二十四条中「審査請求書」の下に「の正本」を加える。

第二十五条中「第十九条第五項」を「第十九条第七項」に改める。

様式第四号中「60日以内」を「3か月以内」に、「審査請求をすることができます（決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。）。」を「審査請求をすることができます。ただし、決定があつた日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。」に、「この審査請求についての裁決」を「審査請求に対する裁決」に、「裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。」を「裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があつた日から1年を経過した場合は、提起することができません。」に、「決定の取消訴訟」を「決定に対する取消訴訟」に、「①審査請求があつた日から3月」を「①審査請求があつた日から3か月」に改める。